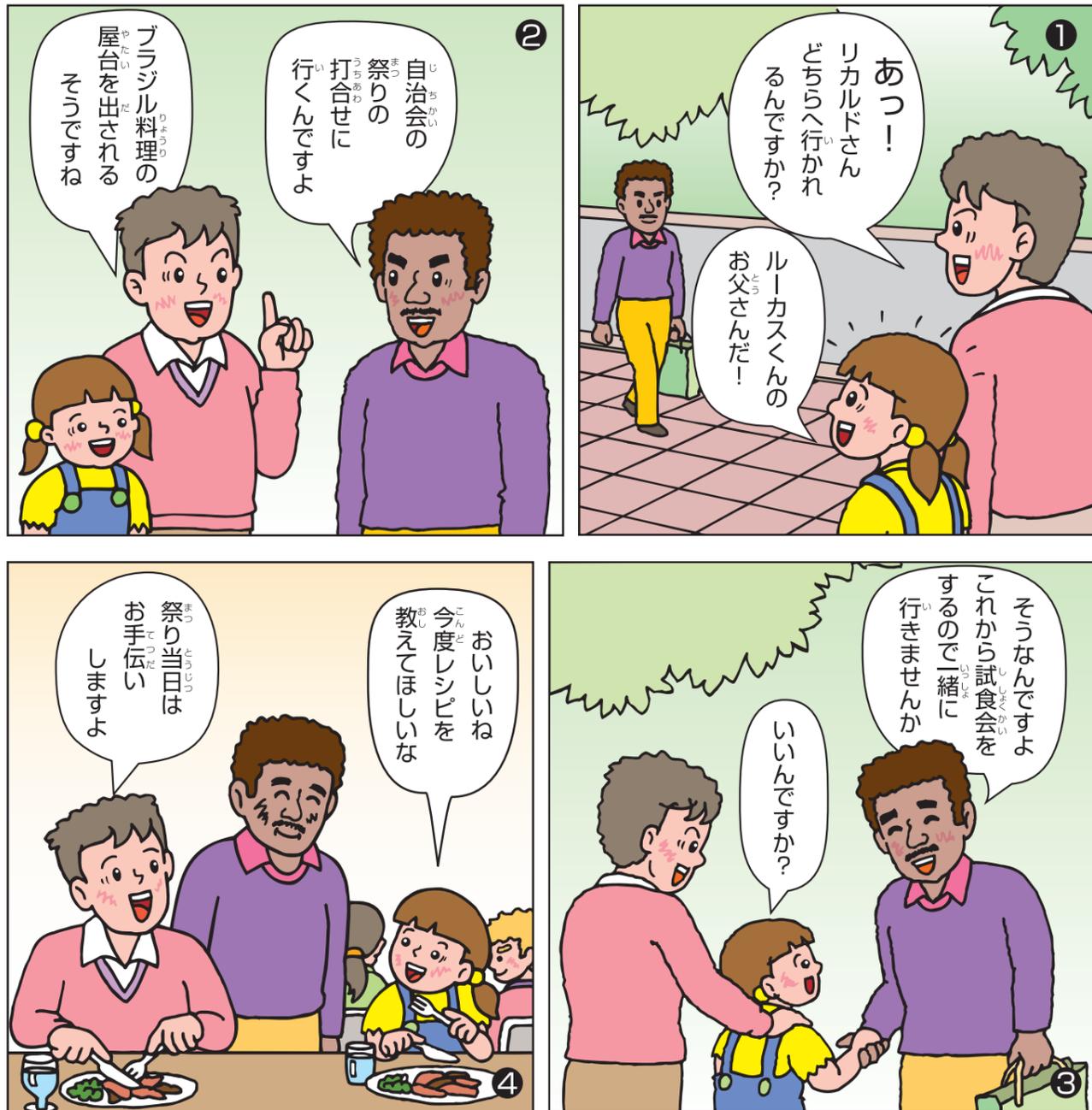


ぶんかちがたの
文化の違いを楽しもう

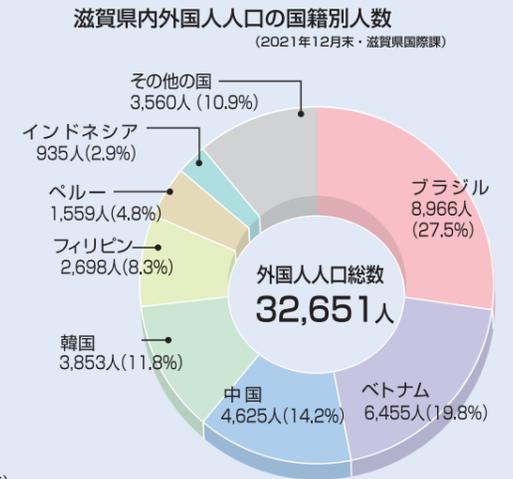


いしゃかい
ともに生きる社会をめざして

2021年(令和3年)12月末現在、滋賀県には、世界の106か国・地域、約33,000人の外国人が暮らしています*。その多くは、就労のために日本に来た南米・東南アジアの人々や歴史的経緯からやむを得ず日本に住まなければならなくなった韓国・朝鮮の人々です。

今後もますます国際化が進み、言葉や習慣の違う人々との関わりが増えていきます。多様な文化や価値観を理解し、お互いに尊重し合って、ともに生きる地域社会づくりが求められています。

*滋賀県国際課調べ



がいこくじんじゅうみんじょうきょう
外国人住民をとりまく状況

外国人住民には、言葉が通じなくて、病気になったときにうまく状態を伝えられない、子どもの学校からの連絡がきちんと保護者に理解されないなどの「言葉の壁」、習慣や宗教が違うことから近隣の住民とのトラブルになったり、外国人というだけで賃貸住宅への入居を拒否されたりする「心の壁」、就職や教育などにかかわる「制度の壁」や、参政権などの課題があります。

このような問題の解決には、生活にかかわる情報が等しく提供されること、福祉・保健・医療分野などの制度の充実、企業の理解・協力などが重要です。さらに、外国人住民の暮らしを支える市民グループの取組も大きな役割を担っています。

ざいにちかんこくちょうせんひとびと
在日韓国・朝鮮の人々への理解を深める

1910年(明治43年)の韓国併合とその後の植民地支配により、朝鮮半島で職や土地を失うなどして本国の生活が成り立たなくなった人々は、日本などの外国への移住を余儀なくされました。また、1940年代に入ると日本国内の労働力不足を補うために、朝鮮半島から多くの人々が強制的に日本に連れてこられ、労働条件の厳しい仕事に従事させられました。1945年(昭和20年)の終戦後も、さまざまな事情により、多くの人々が帰国できず、日本にとどまることになりました。今日の在日韓国・朝鮮の人々の多くは、こういった歴史的経緯をもつ人々とその子孫たちです。そして、さまざまな理由により本名ではなく日本名(通名)で生活せざるを得ない人もいます。そのような歴史的経緯を正しく理解して、お互いの文化や習慣を尊重しながら、ともに暮らせる社会づくりをしていくことが大切です。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、2016年(平成28年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。



外国人住民を含むすべての県民が国籍や文化の違いなどにかかわらず互いに認め合い、人権を尊重し合いながら、地域社会の一員として生活することができる社会をめざしています。

「滋賀県多文化共生推進プラン」(2010年(平成22年)4月策定、2020年(令和2年)3月最終改定)により、行政はもとより、国際交流協会、市民活動団体など、さまざまな担い手と連携・協働を図りながら、外国人住民とともに暮らす地域づくりに向けて取組を進めています。